

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（一般型（基幹水利施設保全型））佐賀東部 2 期地区の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、令和 2 年 10 月 22 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番 1 号）、佐賀県東部農林事務所（郵便番号 842-0007 神崎市神埼町鶴 3456 番地 5）又は福岡県筑後川水系農地開発事務所（郵便番号 830-0047 福岡県久留米市津福本町 1712 番地の 1）のいずれかに提出してください。

令和 2 年 9 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（一般型（基幹水利施設保全型））佐賀東部 2 期地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 2 年 9 月 7 日から令和 2 年 10 月 7 日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所、神崎市役所、吉野ヶ里町役場、上峰町役場、みやき町役場、久留米市役所及び大川市役所